1　経緯

内閣総理大臣は、平成26年10月、男女共同参画会議に対し、第３次男女共同参画基本計画策定後の男女共同参画社会の形成に関連する国内外の様々な状況の変化を考慮の上、政府において４次計画を策定する際の基本的な考え方について諮問した。

同諮問に対して、男女共同参画会議は、計画策定専門調査会、女性に対する暴力に関する専門調査会及び監視専門調査会において広く国民各層の意見を求めつつ調査審議を進め、平成27年12月、「第４次男女共同参画基本計画策定に当たっての基本的な考え方」を答申した。

４次計画は、同答申を踏まえて策定するものである。

2　４次計画において改めて強調している視点

４次計画において改めて強調している視点は以下のものである。

＜あらゆる分野における女性の活躍＞

⑴　女性の活躍推進のためにも男性の働き方・暮らし方の見直しが欠かせないことから、男性中心型労働慣行等を変革し、職場、地域、家庭等あらゆる場面における施策を充実させる。

⑵　あらゆる分野において女性の参画が拡大することは、社会の多様性と活力を高め我が国経済が力強く発展していく観点や、男女間の実質的な機会の平等を担保する観点から極めて重要であることから、女性活躍推進法の着実な施行とともに、更に踏み込んだポジティブ・アクションの実行等を通じた積極的な女性採用・登用のための取組や、将来指導的地位へ成長していく人材の層を厚くするための取組を進める。

＜安全・安心な暮らしの実現＞

⑶　非正規雇用労働者やひとり親等、生活上の困難に陥りやすい女性が増加している中で、公正な処遇が図られた多様な働き方の普及等、働き方の二極化に伴う諸問題への対応を進めるとともに、困難な状況に置かれている女性の実情に応じたきめ細かな支援を行うことにより、女性が安心して暮らせるための環境整備を進める。

⑷　女性に対する暴力をめぐる状況の多様化に対応しつつ、女性に対するあらゆる暴力の根絶に向けて取組を強化する。

＜男女共同参画社会の実現に向けた基盤の整備＞

⑸　東日本大震災等の経験と教訓を踏まえ、防災・復興施策への男女共同参画の視点の導入を進めるとともに、防災・復興における女性の参画とリーダーシップの重要性について、国内外に発信する。

⑹　国際的な潮流を踏まえつつ、国際的な規範・基準の尊重等に努めるとともに、国際社会への積極的な貢献の推進により、男女共同参画に関して国際社会における我が国の存在感及び評価を高める。

＜推進体制の整備・強化＞

⑺　地域の実情・特性を踏まえた主体的な取組が全国各地で展開されるよう、地域における推進体制を強化する。

3　構成

４次計画は、総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱として、この「第１部　基本的な方針」及び「第２部　施策の基本的方向と具体的な取組」から構成している。

「第１部　基本的な方針」においては、計画全体にわたる基本的考え方や経緯、構成等を示すとともに、計画における政策目的を明確化し、効果的な計画の推進を図るために設けた４つの政策領域（「Ⅰ　あらゆる分野における女性の活躍」、「Ⅱ　安全・安心な暮らしの実現」、「Ⅲ　男女共同参画社会の実現に向けた基盤の整備」及び「Ⅳ　推進体制の整備・強化」）ごとに、重点的に監視・評価すべき「政策領域目標」を定めている。

「第２部　施策の基本的方向と具体的な取組」においては、政策領域Ⅰ～Ⅲの下に重点的に取り組む12の個別分野を設け、これら12分野及び「Ⅳ　推進体制の整備・強化」について、それぞれ平成37年度末までの「基本的考え方」並びに平成32年度末までを見通した「施策の基本的方向」及び「具体的な取組」を定めるとともに、「具体的な取組」の実施により達成を目指す「成果目標（※２）」を設定している。

（※１）　ポジティブ・アクション（積極的改善措置）とは、男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会に係る男女間の格差を改善するために必要な範囲において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう（基本法第２条第２号参照）。男女間において形式的な機会の平等が確保されていても、社会的・経済的な格差が現実に存在する場合には、実質的な機会の平等を担保するためにポジティブ・アクションの導入が必要となる。

（※２）　「成果目標」とは、それぞれの重点分野において掲げる具体的な取組を総合的に実施することによって、政府全体で達成を目指す水準である。また、当該成果目標に係る項目に直接取り組む機関・団体等が、地方公共団体や民間団体など政府以外の場合には、政府がこれらの機関・団体等に働きかける際に、政府として達成を目指す水準として位置付けられるものである。

＜政策領域目標一覧＞

Ⅰ　あらゆる分野における女性の活躍（第１～５分野）

項目	現状	成果目標（期限）
国家公務員の女性登用		
本省課室長相当職に占める女性の割合	3.5％（平成27年７月）	７％（平成32年度末）
係長相当職（本省）に占める女性の割合	22.2％（平成27年７月）	30％（平成32年度末）
地方公務員の女性登用		
都道府県（市町村）の本庁課長相当職に占める女性の割合	8.5％（14.5％）（平成27年）	15％（20％）（平成32年度末）
都道府県（市町村）の本庁係長相当職に占める女性の割合	20.5％（31.6％）（平成27年）	30％（35％）（平成32年度末）
民間企業の女性登用		
課長相当職に占める女性の割合	9.2％（平成26年）	15％（平成32年）
係長相当職に占める女性の割合	16.2％（平成26年）	25％（平成32年）
25歳から44歳までの女性の就業率	70.8％（平成26年）	77％（平成32年）
週労働時間60時間以上の雇用者の割合	男性：12.9％ 女性：2.8％ （平成26年）	5.0％（平成32年）